

# いじめ防止対策基本方針

郡山市立高瀬中学校

## 1 いじめとは…

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

### (2) いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒にも、どの学校にも起こり得ることから、学校・家庭・地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止・早期発見・早期対応に取り組む事が重要である。また、SDGs の理念のもと、誰一人取り残さない姿勢が必要である。

いじめ問題への取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践していくことが求められる。

### (3) いじめの基本認識と態様

#### いじめの基本認識

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

#### いじめの態様

| 《 分 類 》  | 《抵触する可能性のある刑罰法規》 |
|--|------------------|
| ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる……………                | 脅迫、名誉毀損、侮辱       |
| イ 仲間はずれ、集団による無視（※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要） |                  |
| ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする……………              | 暴行               |
| エ 金品をたかられる……………                                    | 恐喝               |
| オ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする……………               | 窃盗、器物破損          |
| カ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする……………           | 強要、強制わいせつ        |
| キ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる……………                    | 名誉毀損、侮辱          |

## 2 いじめ防止等対策の基本となる事項

### (1) 基本施策

#### ㊦ 学校におけるいじめの未然防止について

- ・いじめは、どんな理由があろうと人として絶対に許されない行為であるということを全職員で認識し、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないこと、教師の気づきを大切にしながら、組織的に取り組む。
- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、すべての活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・学校の教育活動全般において、生徒の自尊感情や自己肯定感を高められるような学習活動と行事等の工夫をすることで、いじめを生まない土壌づくりを日々実践していく。
- ・保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。

#### ㊧ いじめの早期発見のための措置について

**いじめ調査等の実施**……………いじめの早期発見をするために、在籍する生徒に定期的な調査を次のとおり実施する。

①生活アンケートでの調査 年3回程度行い、学期1回以上は実施する(5月・9月・2月)

②いじめ調査アンケート 年7回行い、迅速に対応する。

③教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査 年1回(11月)

**日々の観察と日記の活用**……………「生徒がいるところに教師あり」を目指し、生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめの早期発見に効果がある。また毎日の日記を記入させ、担任と生徒とのコメントのやりとりをすることで信頼関係を構築することができる。

**相談体制の整備**……………週1回勤務のスクールカウンセラーの活用を図ることで、生徒や保護者がいじめに係わる相談を行うことができるようにする。

〈年間計画〉

| 月    | 4           | 5        | 6      | 7      | 8 | 9        | 10             | 11             | 12     | 1      | 2        | 3      |
|------|-------------|----------|--------|--------|---|----------|----------------|----------------|--------|--------|----------|--------|
| 実施内容 |             | 生活アンケート① | いじめ調査1 | いじめ調査2 |   | 生活アンケート② | いじめ調査3         | 教育相談<br>いじめ調査4 | いじめ調査5 | いじめ調査6 | 生活アンケート③ | いじめ調査7 |
|      | 週1回：生徒支援委員会 |          |        |        |   |          | 年間2回：生徒指導全体協議会 |                |        |        |          |        |

- ㊨ インターネット上におけるいじめについては、早急な対応と確実な事実確認が求められる。事案によっては、情報担当教師との連携も図ることが必要である。

### (2) いじめ防止等に関する措置

- いじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」を次のように設置する。

【構成員】※以下の8名とする。

校長 教頭 生徒指導主事 各学年生徒指導担当 養護教諭 スクールカウンセラー 学校医

【活動】

①いじめの早期発見に関すること(アンケート調査・教育相談等)

②いじめ防止に関すること

③いじめの事案に対する対応のこと

④いじめが心身に及ぼす影響やその他のいじめ問題に関する生徒理解を深めること

【開催】

週1回を定例(生徒支援委員会)とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

※ 重大な事案が発生した場合は、市教育委員会、警察、児童相談所、市総合教育支援センターなど関係機関との連携を図って迅速な報告や対応等にあたることとする。